別表六の一一一(十五)の表中「取得価額の合計額（別表六の二(二十五)付表「10」の合計）」を「取得価額の合計額（別表六の二(二十六)付表「10」の合計）」に、「連結所得の金額（別表四の二「54の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「55の①」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の㉗」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の㉖」）」に改め、同表の記載要領第一号中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の２第２項若しくは第３項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の２第３項」に改め、同第一一号中「「取得価額の合計額（別表六の二(二十五)付表「10」の合計）(3)」」を「「取得価額の合計額（別表六の二(二十六)付表「10」の合計）(3)」」に改め、同表を別表六の一一一(十六)とする。

別表六の一一一(十四)付表の記載要領第一号中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の」を加え、同第一一号㈢中「第39条の47第13項第２号ロ」を「第39条の46の２第13項第２号ロ」に改め、同表を別表六の一一一(十五)付表とする。

別表六の一一一(十四)の表中「継続雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十四)付表「14の①」の合計）／継続雇用者比較給与等支給額の合計額（各連結法人の(別表六の二(二十四)付表「14の②」又は「14の③」)の合計）」を「継続雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十五)付表「14の①」の合計）／継続雇用者比較給与等支給額の合計額（各連結法人の(別表六の二(二十五)付表「14の②」又は「14の③」)の合計）」に、「取得価額の合計額（別表六の二(二十四)付表「９」の合計）」を「取得価額の合計額（別表六の二(二十五)付表「９」の合計）」に、「連結所得の金額（別表四の二「54の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「55の①」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二（三）「７の㉕」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二（三）「７の㉔」）」に改め、同表の記載要領第一号中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の」を加え、同表を別表六の一一一(十五)とし、同表の前に次の一一表を加える。